

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	市内街路樹維持管理業務委託（Aブロック）薬剤散布
2 履 行 場 所	大和郡山市矢田山町他地内
3 履 行 期 間	着手の日から令和7年6月30日まで
4 業 務 概 要	薬剤散布業務（高木） 803本 薬剤散布業務（低木） 718㎡
5 事業担当課	管理課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請求できません。 部分出来高払 請求できません。 完了払 金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年5月7日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 管理課 質 問 回 答 日 令和7年5月9日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

共通仕様書

消毒作業に関し、次の仕様により業務を行うものとする。

- (1) 樹木消毒作業を実施する街路の場所は、別添図面の箇所とする。
- (2) 個人の水道・電気・土地等の無断使用は、絶対にしないこと。
- (3) 市は、業務に従事する作業員のうち、不適当と認められると判断したときは、受託者に当該従業員の交替を求めることが出来るものとし、受託者は異議なくこれに応じるものとする。
- (4) 消毒業務を実施するにあたり、必要とする機材は全て受託者の負担とする。
- (5) 本業務については、契約締結後 2 週間以内に着手できるよう計るものとする。
- (6) 市より業務実施日について指定・指示があった場合はそれに従うこと。
- (7) 各回の消毒計画を事前に市に提出し、業務期間中は業務日報を記録すること。
- (8) 消毒業務が完了したときは、その効果を確認の上、市係員の検査を受けること。
- (9) 消毒業務を実施する前、実施中及び終了後にそれぞれの業務場所の写真撮影をし、業務完了後は業務日報及び薬剤仕様数量明細書と合わせて提出し、全使用量の空き瓶、空袋の写真をつけること。
- (10) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 2 号）等の農薬関連法規等で定めている使用安全基準を守ること。
散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを幹枝葉面に細かい水滴がつく程度になるよう均一に散布する。
- (11) 散布に際しては、風向きを常に考慮し、通行人、動物をはじめ周囲の樹木以外にかからないように十分注意して行うこと。また、そのために監視要員を配置すること。
- (12) 受託者は、常に業務の安全管理に留意し、災害防止に努めること。
- (13) 業務中に起きた事故・苦情については、受託者が責任をもって対処し、その事実は監督員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- (14) 消毒作業中、車両が道路を使用する場合は、道路法及び道路交通法を厳守し通行の円滑をはかるための交通要員を配置し、事故防止にあたること。又、作業車両の後部に作業中の旨を記載した看板を設置すること。
- (15) 消毒散布については、事前に周辺住民に周知させるため、業務の実施 8 日前までに当該街路に数カ所の掲示を行い、了解を得ること。ただし、掲示内容については、消毒を実施する旨、街路名、散布日（雨天による変更の場合の散布日）、時間帯・消毒業務実施業者名（横 45 c m ・縦 60 c m 以上のもの）を明記のこと。
- (16) 消毒薬剤及び希釈倍率は下記のとおりとする。

農薬名（殺虫剤）	希釈倍率	着剤散布液 100 リットルあたり使用量
トレボン	4000 倍	ネオ エステリン 5～20ml

- (17) 消毒作業を行う時間については、AM4：00～AM7：00の間に行うこと。

- (18) 農薬の空きビン、空袋等は数量確認のうえ、受託者が持ち帰ること。
- (19) 他の受託者と隣接する箇所において作業を実施する時は、日時を調整して極力同じ日時に作業を実施すること。
- (20) 受託者においては、実施の2週間前までに市監督員に作業予定表を提出すること。又、作業予定日については無断で変更しないこと。

(21) 安全管理について

奈良県土木部編集の土木工事共通仕様書（案）を参照し安全管理に努めること。

請負者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針を参考にして常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

上記指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に施工すること。

事前調査・・・作業計画の作成にあたっては、あらかじめ設計図書に明示され事項に対する事前協議を行い、安全確保のための施工条件等を把握すること。

道路使用許可等・・・作業のための現道を使用する場合は道路使用許可等を受け、許可条件に適合した設備とし、必要に応じて保安要員を配置すること。

特に第三者の安全に十分留意すること。

組織編成及び業務分担・・・指揮命令系統を明確にし、非常時の連絡も明記しておくこと。

必要人員の確保・・・必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。

やむを得ず不足が生じるときは、施工計画、工程、施工体制、施行機械について、対応策を検討すること。

工程・・・工程は、準備作業から作業終了まで安全作業を十分考慮して作成すること。

安全管理活動・・・日々の作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。（写真撮影し日報に記録する。）

- ①事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
- ②安全朝礼（全体的指示伝達事項）
- ③安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）
- ④安全点検
- ⑤作業中の指導監督
- ⑥安全訓練等の実施
- ⑦終業時の確認（後片付け状況、防護設備の確認等）
- ⑧写真撮影し日報に記録すること。

安全教育・・・安全教育及び安全訓練等の具体的な計画の作成。

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事による災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

作業時の安全・・・作業器具の安全点検、整備を行い、作業帽等保護具を携帯し必要時には必ず使用すること。

現場での交通安全管理・・・現場外においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に対し、十分に注意を促し、事故等の防止に配慮すること。

事故報告書・・・請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

特記仕様書

- (1)現場代理人等について
- 別紙（建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について）参照。
- (2)交通誘導警備員の配置について
- ①交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
 - ②交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員の編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
 - ③工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

項 目	交通誘導警備員	編 成	交代要員の有無	備考
薬剤散布	1名/1日	交通誘導警備員B	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、受注者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。（建設工事における専任でない主任技術者、建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る配置技術者等についても同様の扱いとします。）

大和郡山市においては、受注者との直接的で恒常的な雇用関係について、入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日）以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、それを証明する下記①～⑦のいずれかの書類と経歴書を「現場代理人及び主任（監理）技術者選任届」又は「現場代理人通知書」「管理・主任技術者通知書」「照査技術者通知書」「担当技術者届」と同時に提出していただきます。

※	個人企業の事業主又は法人の代表者の場合は不要
①	法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し。
②	健康保険被保険者証（氏名、資格取得年月日、事業所名称が明記されているもの。）又は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書は不可。
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し。
④	監理技術者資格者証の写し。
⑤	市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。
⑥	最新年分の所得税の確定申告書の写し。
⑦	最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し。

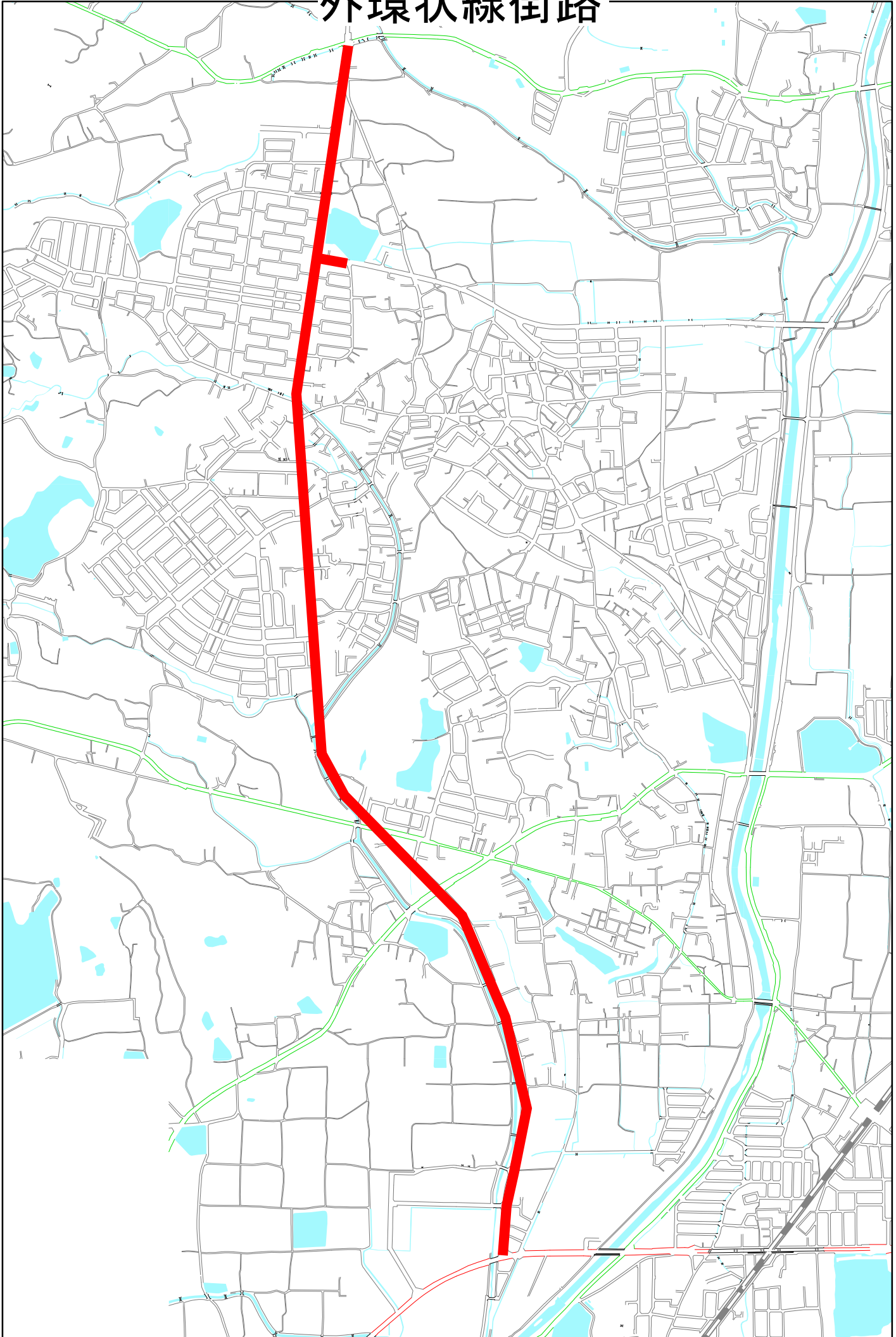
また、現場代理人の工期途中での交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のみ認めるものとします。

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

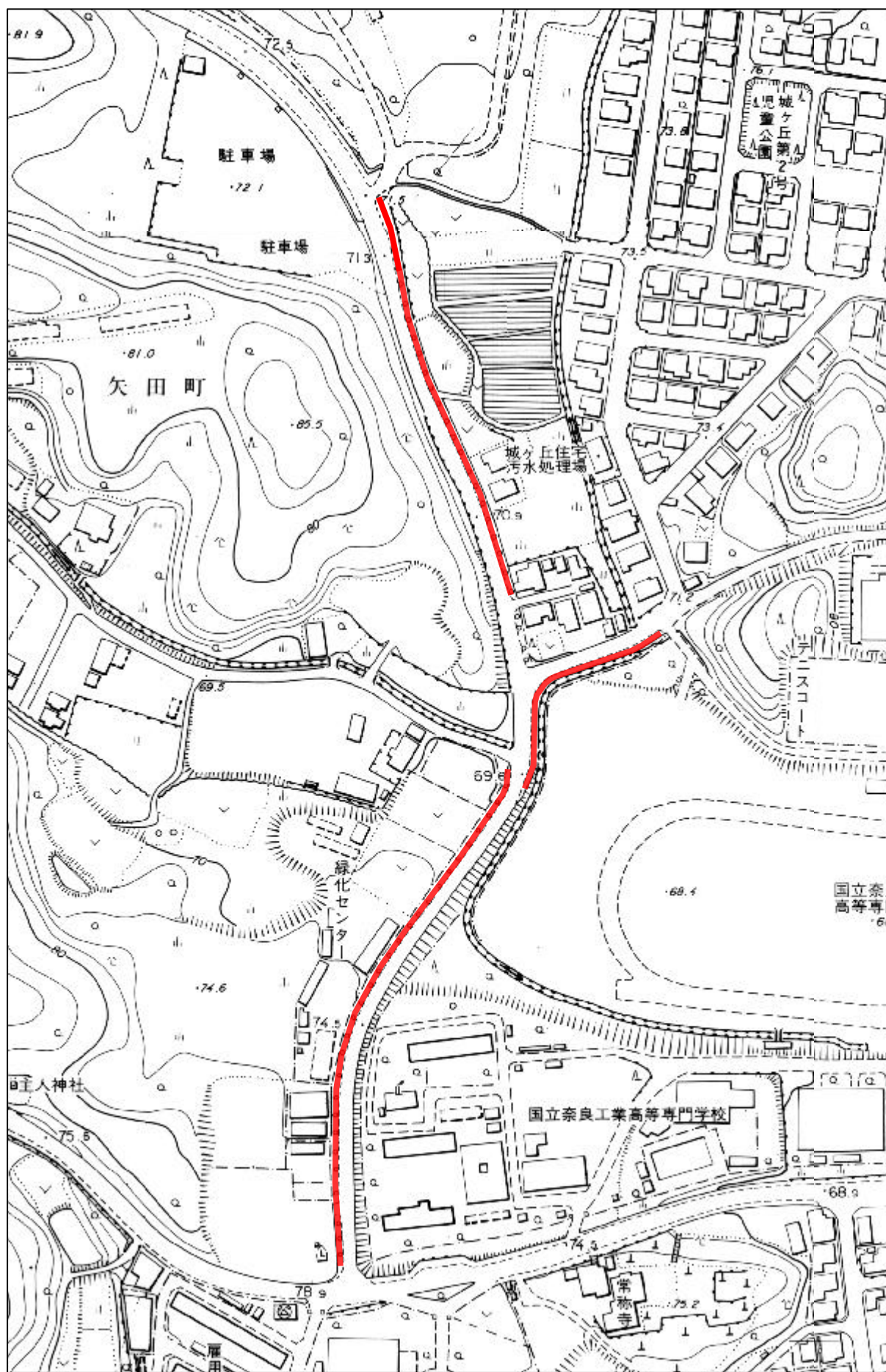
契約書第10条の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取り締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることが確認され、発注者がこれを認めた場合には、例外的に現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる。

- （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- （2）第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- （4）（1）～（3）に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

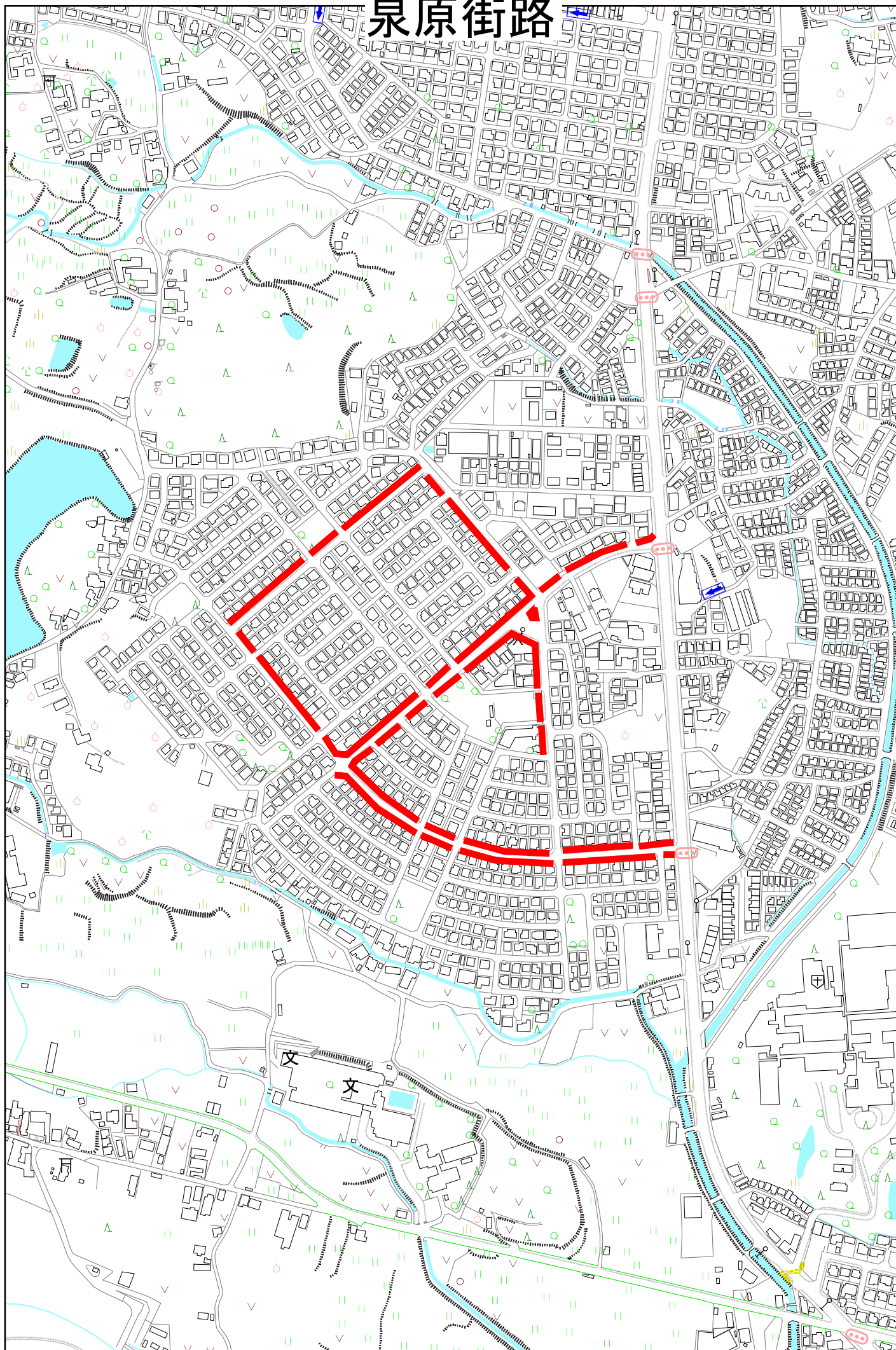
外環狀線街路



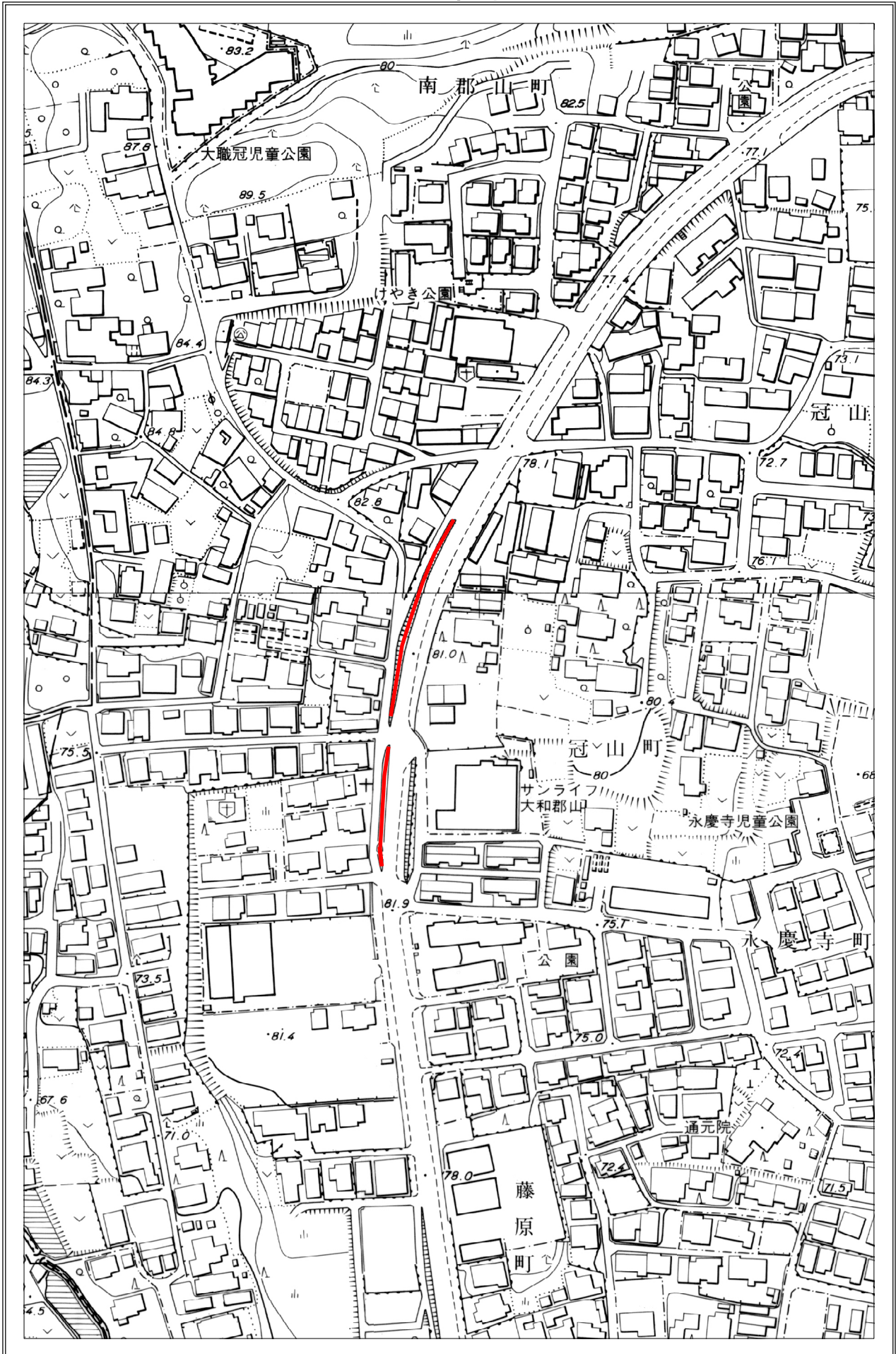
矢田東山街路



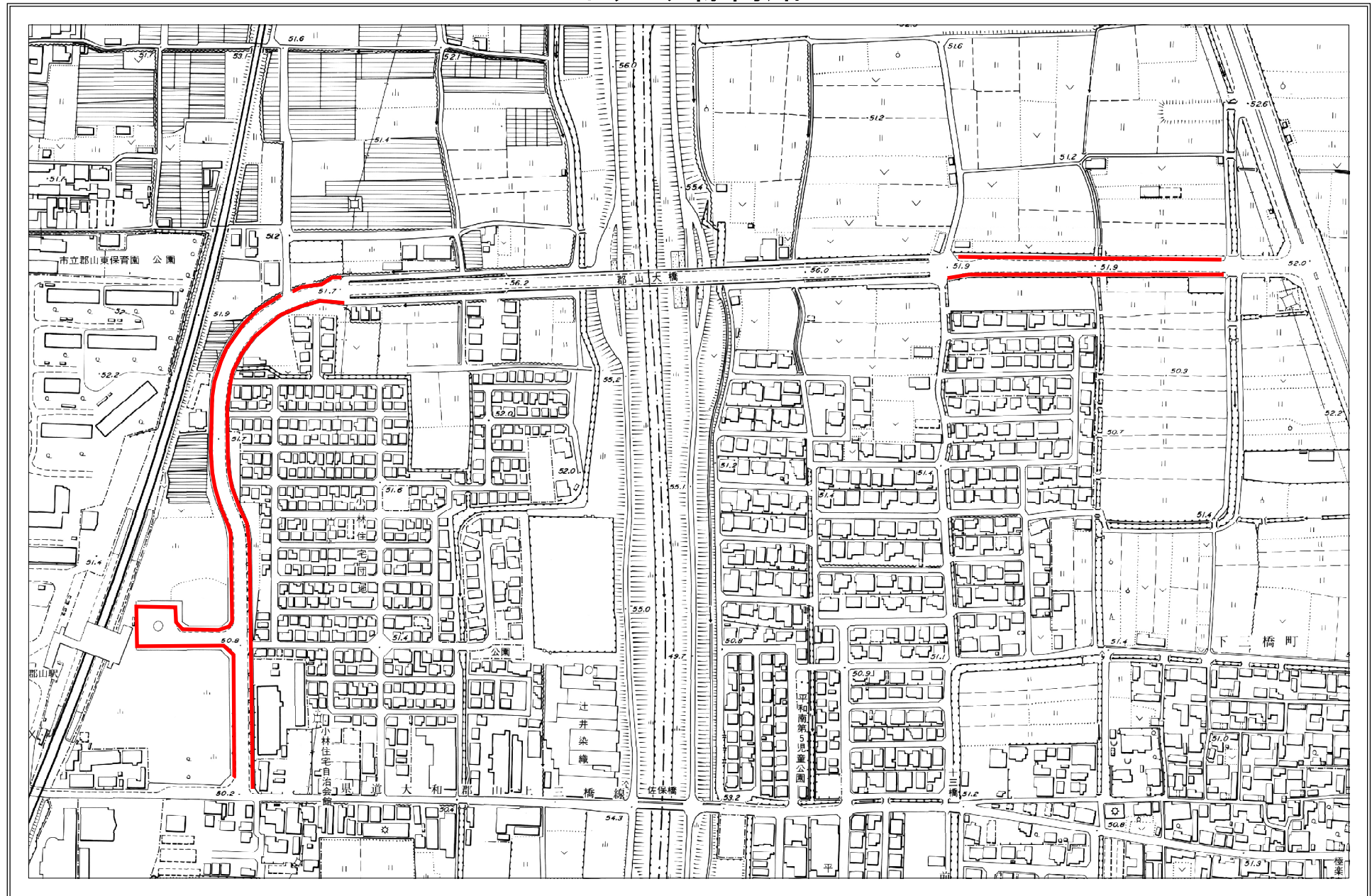
泉原街路



城廻り線街路

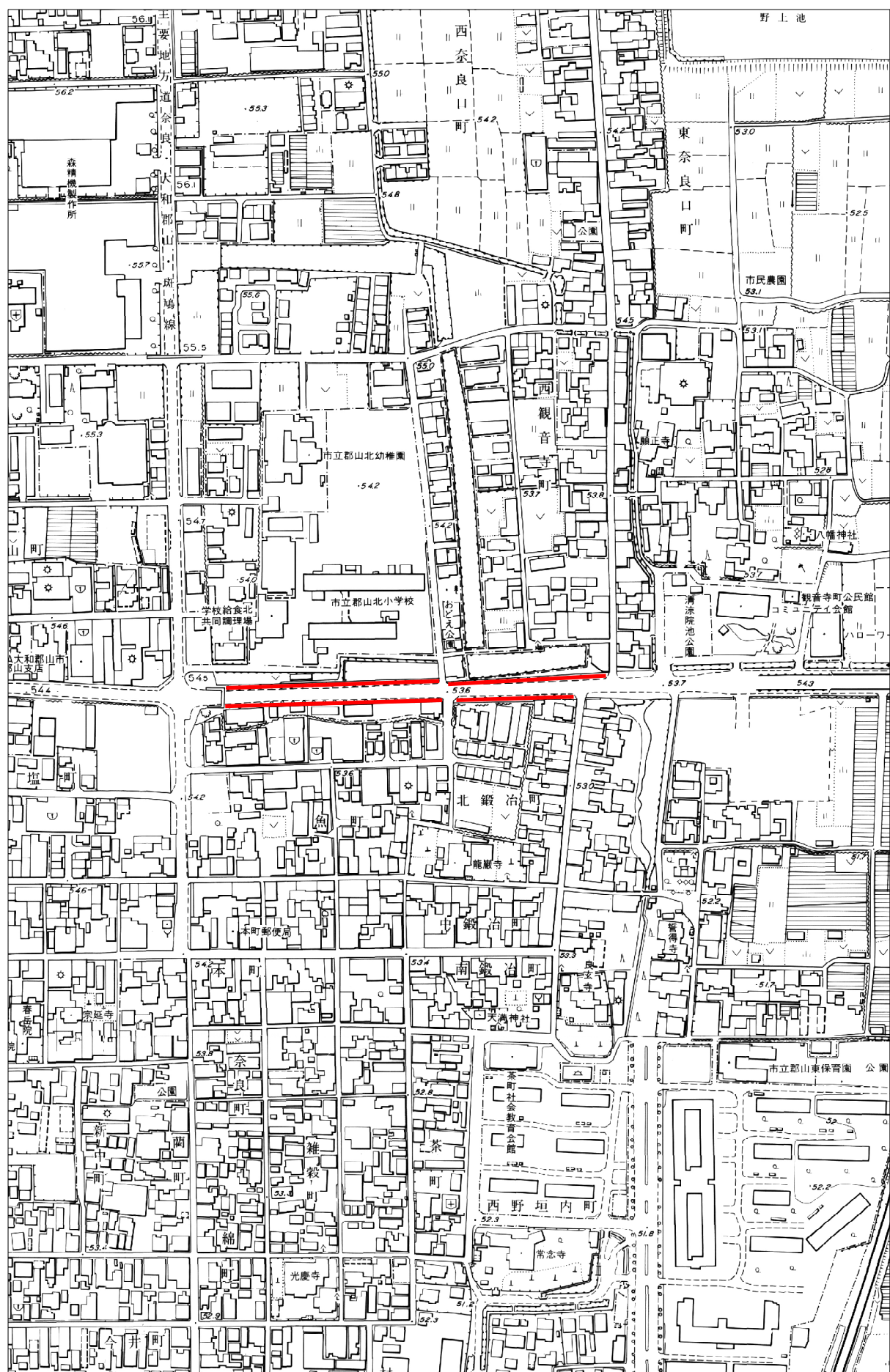


北廻り線街路



縮尺：1/4000

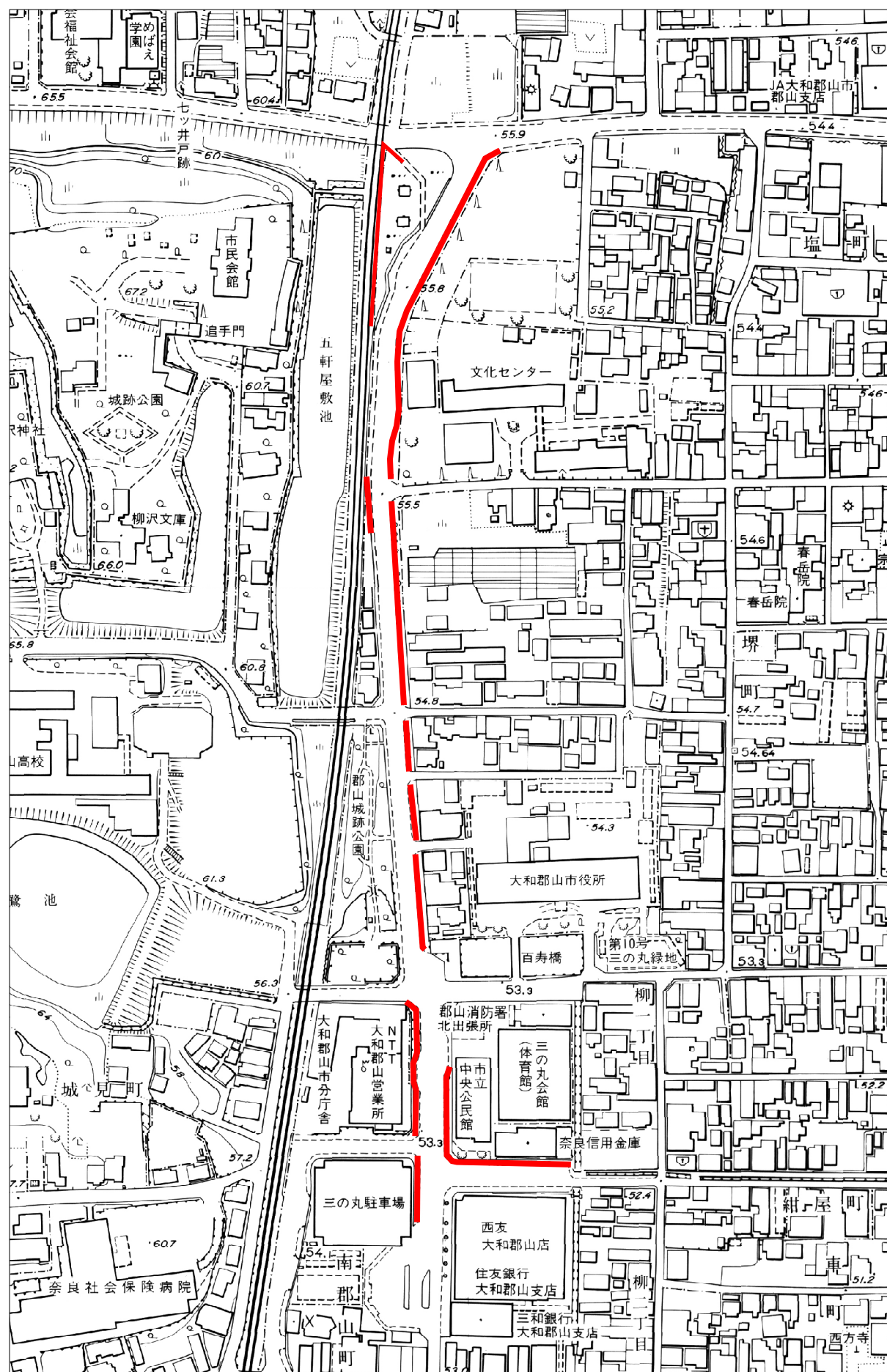
郡山北小学校南側街路



千日前街路

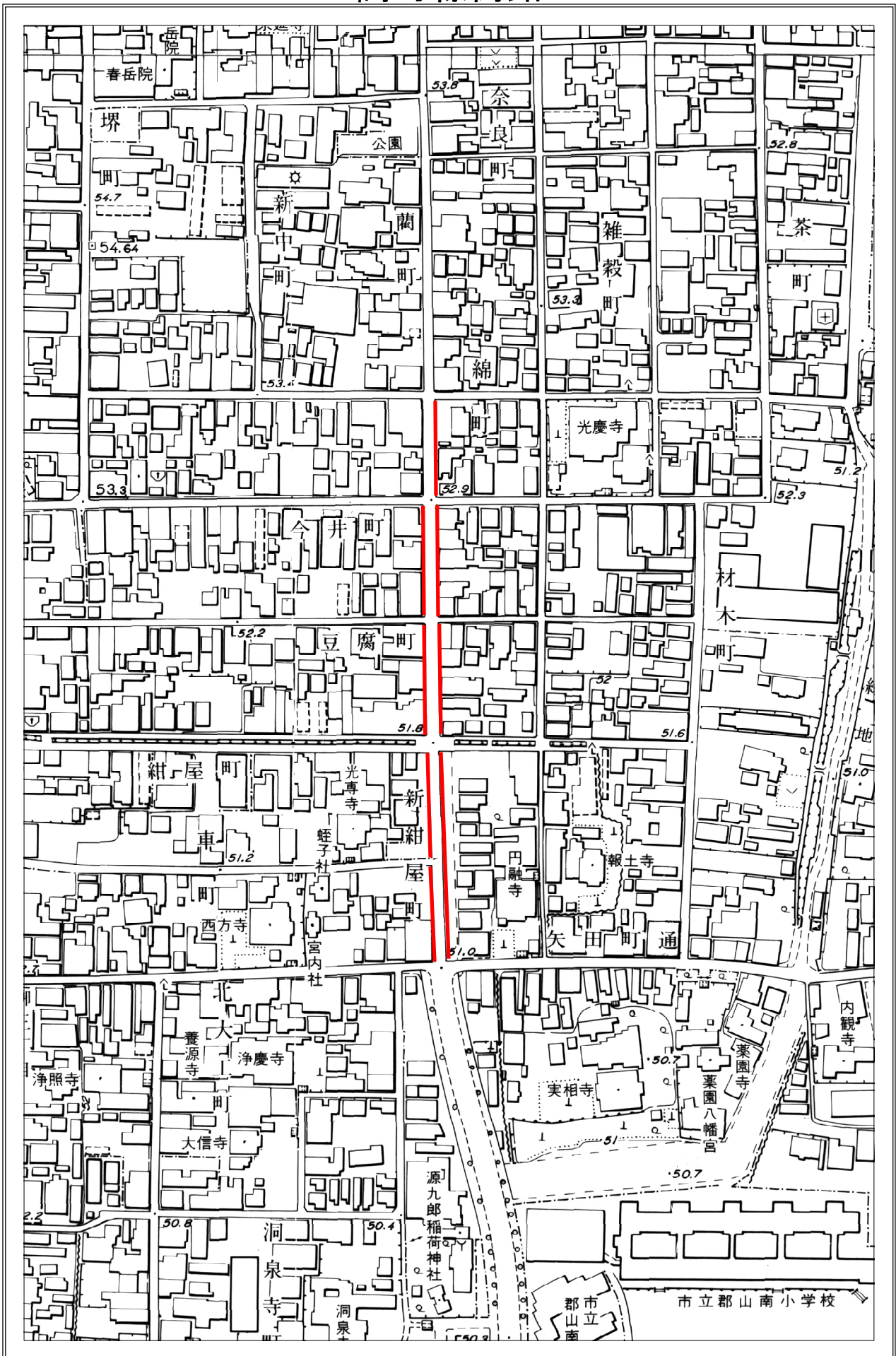


三の丸街路

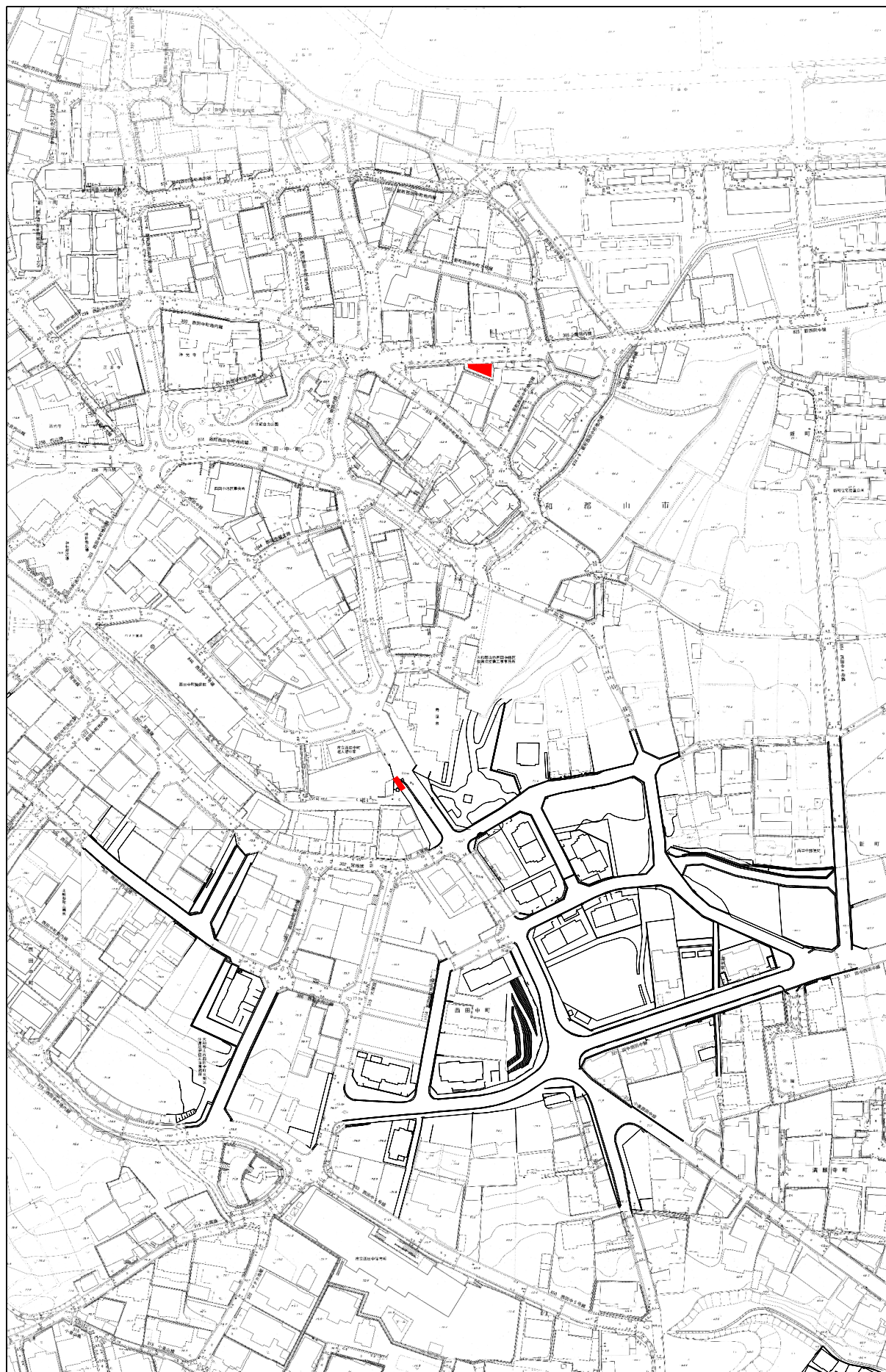


縮尺：1/3000

蘭町線街路



西田中町街路



事業費総括表														大和郡山市	
課長		主幹		課長 補佐		係長		主査		検算		設計			
年 度		令和7年3月						工 事 概 要	薬剤散布業務（高木）		803本				
工 事 番 号		第 号							薬剤散布業務（低木）		718㎡				
河川名・路線名等															
履 行 場 所		大和郡山市矢田山町他地内													
業務等の名称		市内街路樹維持管理業務委託（Aブロック） 薬剤散布													
		認 可				実 施			摘 要						
事 業 費						円									
備 考															
大和郡山市都市建設部管理課															
事業費総括表															
費 目				金 額				摘 要							
事 業 費															
工 事 費															
本 工 事 費															
付 帯 工 事 費															
測 量 及 び 試 験 費															
用 地 費 及 び 補 償 費															
工 事 雑 費															
事 務 費															

本 工 事 内 訳 書								
工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	道路維持工事							場所区分:補正なし
		街路樹薬剤散布		式	1			A- 1号内訳書
		仮設費		式	1			A- 2号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費		式	1			
工事価格								
消費税相当額								
合計額								

間 接 工 事 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	道路維持工事	工事日数(内冬日数)		共通仮設費対象外額	
場所区分	補正なし	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	0%から5%以下	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎					
---------	--	--	--	--	--

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

共 通 仮 設 費 = 対象額×率
= × %
=

対象額 = 直接工事費＋支給品費＋事業損失防止施設費－共通仮設費対象外額－支給共仮費対象外額＋準備費処分費－処分除外費
= ＋ ＋ － － ＋ －
=

率 = 対象額による率×地域補正係数
= %×
= %× → ∴ %

対象額による率 = %

現 場 管 理 費 = 対象額×率
= × %
=

対象額 = 直接工事費＋共通仮設費＋支給品費＋支給品費(現)－現場管理費対象外額－支給現場費対象外額－処分除外費
= ＋ ＋ ＋ － － －
=

率 = 対象額による率×地域補正係数
= %×
= %× → ∴ %

対象額による率 = %

間 接 工 事 明 細 書

算

出

基

礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \quad \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \quad \\ &= \quad \% \times \quad \rightarrow \quad \therefore \quad \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

[illegible]

[illegible]

C- 1号				道路植栽工 植樹管理(防除)			1本当たり	単価表
高木 幹周 60cm未満								
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
防 除 (高木)		幹周60cm未満		本	1			
薬剤 (トレボン・ネオエステリン)				L	11.2			
計								
						</		

C- 2号		道路植栽工 植樹管理(防除)					1㎡当たり	単価表
寄植 低木								
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
防 除（寄植）		低木		㎡	1			
薬剤（トレボン・ネオエステリン）				L	0.8			
計								
				</				

薬剤数量計算書

A 街 路 名	工種及び規格	数 量	回 数	L/m ² ・本	薬剤数量
外環状線街路	ケヤキ	333 本	1	11.2	3,729.6
	ヒトツツジ	43 m ²	1	0.8	34.4
矢田東山街路	ウバメガシ	48 本	1	11.2	537.6
泉原街路	ケヤキ	173 本	1	11.2	1,937.6
城廻り線街路	桜他	19 本	1	11.2	212.8
北廻り線街路	シラカシ他	50 本	1	11.2	560.0
	シカシラ	288 m ²	1	0.8	230.4
郡山北小学校南側街路	ケヤキ他	54 本	1	11.2	604.8
千日町街路	桜	60 本	1	11.2	672.0
三の丸街路	マテバシイ、桜他	41 本	1	11.2	459.2
	低木類	339 m ²	1	0.8	271.2
蘭町線街路	ハナミズキ、モチ	22 本	1	11.2	246.4
	低木類	48 m ²	1	0.8	38.4
西田中街路	ケヤキ他	2 本	1	11.2	22.4
	桜	1 本	1	11.2	11.2
	薬剤散布業務合計 高木	803 本			
	低木	718 m ²			
	薬剤数量合計				9,568.0